第四章第二節中第二十二条の前に次の一条を加える。

（昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金）

第二十一条の二　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十七号に規定する政令で定める遺族厚生年金は、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十項（同法附則第十八項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）第二十五条において準用する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）による退職共済年金の受給権者の死亡に係るものとする。

第二十二条第一項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に、「厚生年金保険の被保険者の」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の」に、「当該被保険者」を「当該第一号厚生年金被保険者」に、「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者（昭和六十年改正法附則第四十三条第二項に規定する私学教職員共済制度の加入者をいう。以下同じ。）」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）」に改める。

第二十三条中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十五条第一号中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「支給されるもの」の下に「若しくは平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第二号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

第二十五条第三号中「新地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）

第二十五条第四号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」を「私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号。以下「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。）」に改める。

第二十六条第一号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）」に改め、同条第二号中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法」に、「国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）」に改め、同条第三号中「新地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）」に、「同法による退職共済年金」を「ものに限る。）」に改め、同条第四号中「新地方の施行法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（新地方の施行法」に、「同法」を「新地方の施行法」に、「第六十二条第一項」を「又は第六十二条第一項」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「ものに限る。）」に改め、同条第五号中「昭和六十年地方公務員共済改正法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（昭和六十年地方公務員共済改正法」に、「新地方公務員等共済組合法による退職共済年金」を「ものに限る。）」に改め、同条第六号中「昭和六十年私立学校教職員共済改正法第二条の規定による改正後の」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（」に、「私立学校教職員共済法」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」に、「国家公務員共済組合法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法改正前国共済法によるものに限る。）」に改める。

第二十六条の二第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者に限る。）」を、「掲げる者（」の下に「平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、」を加え、同条第二号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「掲げる者（」の下に「平成六年改正法附則第二十条の二第一項に規定する者を除き、」を加え、同条に次の一号を加える。

三　厚生年金保険法附則第七条の三第一項第四号に規定する特定警察職員等（次条第四号において「特定警察職員等」という。）であつて、平成六年改正法附則第二十条の二第一項の表の上欄に掲げる者（平成二十四年一元化法附則第三十三条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項に規定する者を除き、同表の下欄に掲げる年齢に達したものに限る。）

第二十六条の三第一号中「男子」の下に「又は女子（第二号厚生年金被保険者であり、若しくは第二号厚生年金被保険者期間を有する者、第三号厚生年金被保険者であり、若しくは第三号厚生年金被保険者期間を有する者又は第四号厚生年金被保険者であり、若しくは第四号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第二号中「女子」の下に「（第一号厚生年金被保険者であり、又は第一号厚生年金被保険者期間を有する者に限る。）」を、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三号中「掲げる者（」の下に「同条第四項に規定する者を除き、」を加え、同条に次の一号を加える。

四　特定警察職員等であつて、厚生年金保険法附則第八条の二第四項の表の上欄に掲げる者（同表の下欄に掲げる年齢に達した者に限る。）

第二十六条の四第一号を削り、同条第二号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「（同法）を「（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「が同法」を「が平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「、同法」を「、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「地方公務員等共済組合法附則第十九条」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法附則第十九条」に、「であつて同法」を「であつてなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「（同法」を「（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号イ中「地方公務員等共済組合法」を「平成二十四年一元化法改正前地共済法」に、「単に」を「この条において」に、「同法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改め、同号ロ中「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四